

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富津市長 高橋 恭市

市町村名 (市町村コード)	富津市 (12226)	
地域名 (地域内農業集落名)	富津3地区 (上飯野・下飯野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年8月8日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地は県営事業(施工年度:昭和42年～昭和61年)で整備されたほ場であり、主な品目は、水稻・ネギである。

農業生産においては、農業者の高齢化が進み、遊休農地化が進んでいる。特に、集積の対象外の農家の方の離農が増加し、少数の農家への農地の集約化が予測される。地域内の農業の活性化に向けて新たな担い手の確保や更なる生産条件の改善等の整備を図り、貴重な地域資源である農地を次世代に繋ぐ取組が求められている。

具体的には、

①離農や貸し出しを希望する方が多く、農地中間管理機構の活用等の農地の受け手を増やす取組が必要である。

②農作物被害の防止と生活環境を守るため、イノシシ、小動物による獣害対策に取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

経営規模については、離農を志向する経営体が主である。

地理的条件については、問題がないことから課題である高齢化や離農による遊休農地化を防ぐために大規模経営体への集積・集約化を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	167.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	167.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
相対での農地の貸し借りを農地中間管理事業へ移行し、認定農業者5経営体を中心としつつ新たな担い手への移行を進め集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、耕作可能な農地及び基盤整備等により耕作可能となる農地を機構に貸し付けていく。 担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在地域内の集積を進めている状況であり、今後集積の状況を踏まえ、基盤整備事業の実施を判断する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、JA等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①獣害対策

イノシシ、小動物による農作物被害が発生していることから、防護柵を設置し、地域ぐるみで被害防止体制の強化を図る。